

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

I'LL INC

最終更新日:2016年12月6日

株式会社イル

代表取締役社長 岩本 哲夫

問合せ先:経営管理本部

証券コード:3854

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の持続的な向上と、当社の全てのステークホルダーから信頼を得る事が企業としての使命であり、株主に対する責任を果たす上で重要事項であると考えております。そのためには、高い透明性及び公正性を持ちコンプライアンスを遵守した経営の推進が何よりも重要と認識しております。このような認識のもと、当社では迅速な意思決定の実行、社内外に対する公正かつ適切な情報開示及び監査体制の充実を図ることで、経営の効率性を向上させコーポレートガバナンスも一層強化し、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩本哲夫	1,918,000	30.64
有限会社GTホールディング	1,425,000	22.76
鈴木太一	300,000	4.79
イル社員持株会	205,800	3.29
小西好人	121,200	1.94
イル役員持株会	109,100	1.74
小倉直子	56,000	0.89
玉井正彦	55,000	0.88
大黒仁士	46,000	0.73
熊谷幸司	45,300	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無

岩本 哲夫

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主等との取引を行う際は、一般的の取引条件と同様の条件により取引を行うことを基本方針とし、取引金額の多寡に関わらず当社取締役会において決議を行い、当社および少数株主の利益を害することができないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

前記「2. 資本構成」につきましては、平成28年7月31日時点の状況を記載しております。

当社の主要株主である岩本哲夫の持株比率は30.64%であります。2親等以内および本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を合わせますと持株比率が53.83%となることから支配株主に該当いたします。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高井 正武	他の会社の出身者											
藤田 隆大	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高井 正武	○	○	独立役員に指定しております。	企業経営に関する知識、経験が十分であり、企業統治についても高い見識を持ち、監査等委員としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただくために選任しております。当社との間において意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員として公正・中立な立場を保持しているものと判断しております。
藤田 隆大	○	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士として培われた専門的な知識および経験を、当社の監査体制の充実、強化に貢献していただくために選任しております。当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員として公正・中立な立場を保持していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

当社では、監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会は、会社の経営の基本方針、会社が対処すべき課題、及び会社を取り巻くリスク等を確認するために、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を確保することを可能としています。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社では、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、期中を通じて会計監査を実施しており、監査等委員会と会計監査人は、随時相互に情報交換を行なっており、連携して監査を行なっております。

当社では社長直轄の部門として内部監査室を設置しており、経営組織の整備状況、業務運営の準拠制および効率性を検討、評価、報告することにより経営の合理化効率化に努めています。また、内部監査室は定期的に監査等委員会と情報交換を行ない相互連携を図るとともに、監査等委員会から助言等を得て内部監査の充実を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役に支給される報酬等は、毎月定額支給される報酬のほか、退職時に支給される退職慰労金であります。毎月定額支給される報酬については、会社の業績、各取締役の功績等を総合的に勘案して年1回見直しが行われ、支給金額が決定されます。また、退職時に支給される退職慰労金については、算出基準および功労金の加算等を定めた社内規程に則り支給金額が決定されます。上記報酬体系にて、短期的な業績向上のほか、中・長期的に安定した経営を図るためのインセンティブが与えられているものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

事業報告にて株主に対しその総額を開示しております。なお、平成28年7月期における取締役の報酬等の総額は163,692千円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社では監査等委員である社外取締役2名が、取締役会をはじめ社内の重要会議への出席、関連資料の閲覧および部門長への質問等を適宜行うことで、公正・中立な立場から監視強化を図っております。その監査等委員である社外取締役に対するサポート体制として、経営管理本部による重要会議に関する情報伝達をはじめ、必要書類等を適宜に提供する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会とマネージャー会議

取締役会は9名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会では経営の基本方針並びに法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、代表取締役を通じて業務執行機関であるマネージャー会議の執行機能を監督する機関として位置づけております。業務執行機関であるマネージャー会議は、代表取締役の指示に従い営業やサポートに関する戦略について討議し、代表取締役を通じて取締役会に立案、提案すると共に、取締役会で決定した重要事項について、マネージャーに周知を図り各事業部のメンバーに対して、その周知を行ないます。

2. 監査等委員会監査体制

当社は監査等委員3名(うち1名は常勤)で監査等委員会を設置し、社外取締役2名を含めた監査等委員による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。社外取締役の2名は独立役員の要件を満たしており、うち1名は公認会計士・税理士の資格を有し財務会計に関する高い知識を持っております。取締役会をはじめ社内の重要会議への出席、関連資料の閲覧及び部門長への質問等を適宜行うことにより、公正・中立な立場から取締役の職務執行について監視強化を図っております。

3. 内部監査

当社では社長直轄として内部監査室を設置し、内部監査担当者により内部監査計画に基づき各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を社長に提出・報告し、適宜業務の改善を図っております。さらに、当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は相互に連携をとり、定期的に連絡会を開催して情報の共有を行うことで、監査の実効性を高めています。

4. 会計監査

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 梅田佳成
指定有限責任社員 業務執行社員 神崎昭彦
・監査業務に関わる補助者の構成
公認会計士 11名
その他 7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では外部からの公正・中立な経営監視の機能が、コーポレートガバナンスに重要であると考えており、社外取締役2名が実施する監査により、経営監視機能が有効に機能するものと判断し、現状の体制を選択しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算であることから、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR専用サイトにおいて、適時IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する活動は、現状経営管理本部で行なっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する決議事項は以下の通りとしております。

1. 当社および当子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が、法令、定款ならびに社会規範・倫理、社内規程・行動規範・行動指針等に適合することを確保し、適正かつ健全に行われるためのコンプライアンス体制を構築する。コンプライアンス体制の徹底を図るため、当社経営管理本部が子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。また、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、監査等委員等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の職務執行に関するコンプライアンス遵守状況等について監査し、その内容について当社代表取締役および当社監査等委員に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、定められた期間、保存・管理する。

(2)取締役は職務の執行状況を確認するため、(1)に定める文書を隨時閲覧することができるものとする。

3. 当社および当子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスク(コンプライアンス、財務、法務、環境、品質、災害、情報セキュリティ等)について、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとする。また、当社グループ全体のリスク状況に関しては当社リスク管理委員会が把握し、その実効性を確保する。なお、新たに生じた重要なリスクについては当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4. 当社および当子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務分掌規程、職務権限規程等に明確に定め、適切に権限を委譲し効率的に職務を遂行する。取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は取締役会規程に定め、その他の重要事項の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議や全会議等を設置し効率的な運営を図る。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

(2)当社グループは、中期経営計画および単年度の経営計画に基づき、各部署および子会社において目標達成に向けて職務を遂行することとし、毎月開催される当社取締役会において月次業績のレビューを行い、必要に応じて改善策、目標修正を講ずる。

5. その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正と効率化の確保を図るため、「関係会社管理規程」を整備しており、業務執行を担当する取締役は子会社から定期的に報告を受け、代表取締役または取締役会に報告し、必要に応じて子会社に対し指示・要請を行う体制をとる。

また、子会社への監査等委員の派遣および内部監査室による内部監査の実施等により、当社グループの企業集団としてのリスク管理体制および法令遵守体制の強化を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととする。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務については、取締役からの独立性を確保するものとし、任命、異動、人事考課などについては、監査等委員会の承認を得た上で決定するものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとする。

7. 当社および当子会社の取締役および使用人等が当社監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人等は、著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて当社監査等委員に報告することとする。当社監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席し必要に応じて取締役および使用人等に対して報告を求めることができるものとし、当社監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録および議事資料を自由に閲覧することができるものとする。また、当社グループは、当該報告を行った取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項に関しても、取締役および使用人ならびに会計監査人に対して報告を求めることができるものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、その仕組みの適正性を継続的に評価することで、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性を確保することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行いうるものとする。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先の信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、財団法人大阪府暴力追放推進センターへ加盟し、反社会的勢力の動向に関する情報収集に努めるとともに、所轄警察署、顧問弁護士との連携体制の構築を行っております。また、「反社会的勢力対応基準」により、取引先信用調査の実施、反社会的勢力への対応要領等を定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項